

元気な企業をつくる!

*the Heartful*

OAG

Vol. 195

2021年7月号

2021年6月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬  
「教科書」
- 03 年中無休、いつでもどこでも対応可能! チャットボット、始めました!
- 04 特例承継計画の提出期限迫る!!  
事業承継税制における組織再編の活用  
OAG税理士法人 マネジメント・ソリューション部 五十嵐 直美
- 06 OAGがお届けする人事コラム vol.3  
モチベーションを高めるための適切な方法とは?  
Webメディアに続々掲載中です
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定







## 教科書

OAGグループ代表  
太田 孝昭

全ての会社には、経営方針があり、戦略があります。

これが、社長（経営者）の頭の中だけにある会社が、90%を超えていると思われま。中小企業は、ほとんどがそんな感じではないでしょうか。

頭の中というのは、便利なもので、かなりいい加減です。ころころ変わったり、自己肯定的であったり、誠に都合よくできています。

そんな頭の中に一本芯を通したいと思ったとき、どうすれば良いのか。大昔ですが、受験の時、あれこれ目移りせずに、教科書を繰り返し繰り返しきちっとやる人が合格したような気がします。

それと同じで、経営をするに当たり、教科書を見つけ、それを自分流にあてはめて、とにかく経営するというのはどうでしょうか。その教科書に推薦できるのが、『ワークマンはなぜ2倍売れたのか』（日経BP／刊・酒井 大輔／著）です。

この本の特徴は、分かり易さです。そして、この本のポイントは、次のようになります。

- ①DXに強くなる
- ②数字に強くなる
- ③組織、仕組みで考える
- ④顧客ニーズに応える
- ⑤仕入れ先とのwin-winの関係を築く
- ⑥従業員満足度を高める

どれもこれも、あたり前のことです。しかし、実行するのは、至難の業です。至難の業を実行しているから、ワークマンは輝いています。

さて、この本を教科書にして自分の会社の経営を考えるのです。足りないものは何なのか。不必要なものは何なのか。これらが見えてくれば、しめたものです。そして、自社流に工夫して、実行すれば良いのです。

ワークマン程ではないにしろ、会社は社会・国の礎です。小さいながらもわれわれ会社の経営者は、社会・国を支えているんです。



# 年中無休、いつでもどこでも対応可能! チャットボット、始めました!

このほど、OAG税理士法人大阪支店が、業務改善の一環としてチャットボットの導入を始めました。チャットボットがうまく機能すれば、社の内外を問わず、多方面に業務を発展させることができると期待しています。

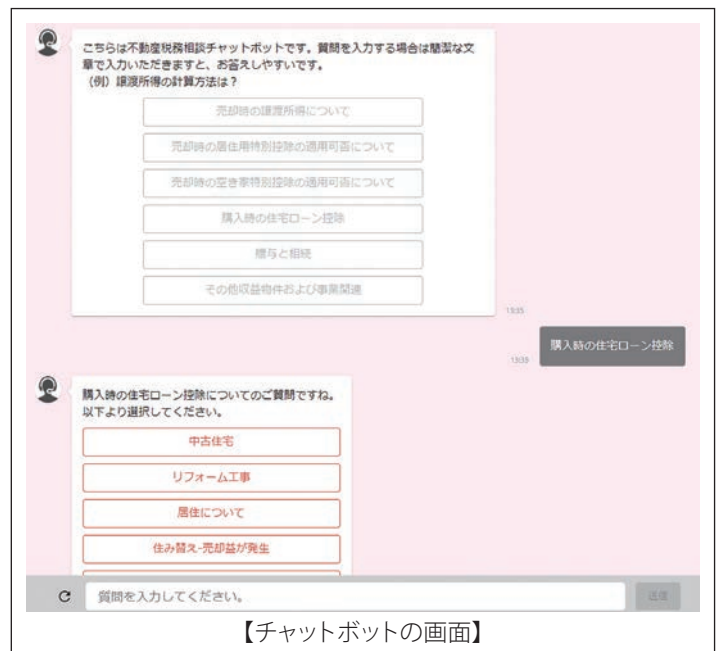
既に多くの企業のホームページなどでチャットボットは利用されていますが、チャットボットは単なる自動化という誤解をされている方が少なくないようです。チャットボットは、短文でリアルタイムに会話する「チャット」と、ロボットを意味する「ボット」を組み合わせた言葉です。パソコンやタブレット、スマホを使って、チャット上で使用者が選択した質問や入力した単語をシステムが判断し、自動的に回答していきます。

実際チャットボットを導入することにより、人間の代わりとなって働いてくれる業務がたくさんあります。例えば、問い合わせ対応業務の効率化・平準化・自動化、これらのデータ蓄積によるマーケティング分析などです。また、人件費カットや自動化により空いた時間を活用して、人間だからこそできる新規提案業務や創造的思考を要する業務に、より多くの時間を充てることが可能になります。

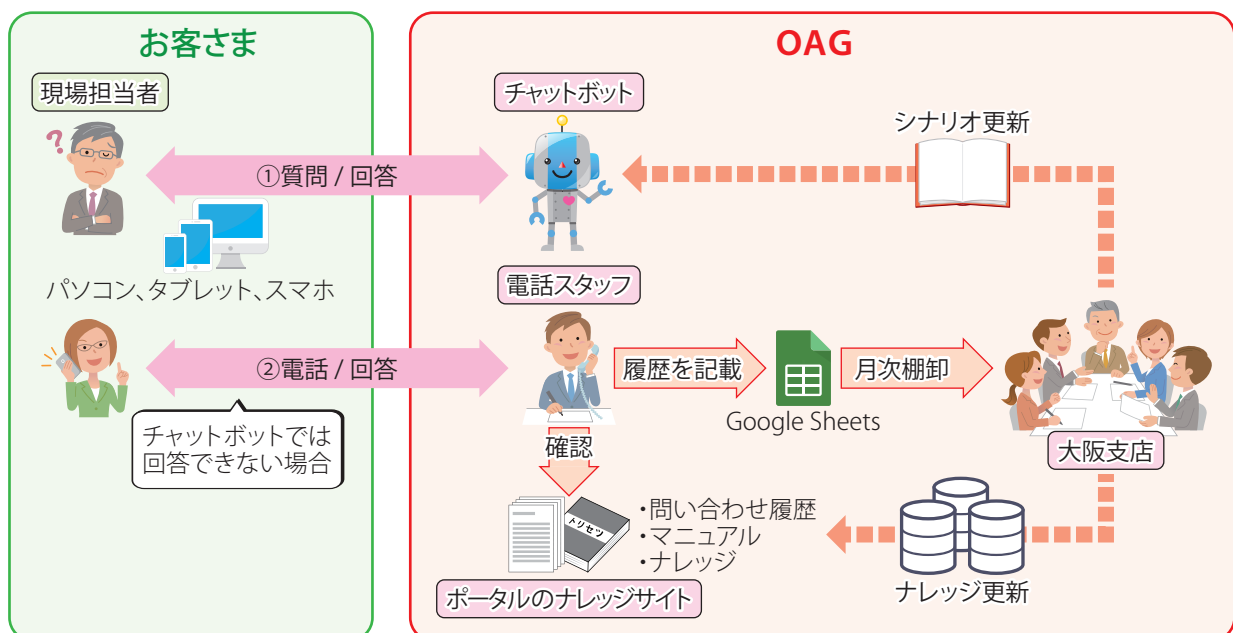
OAG税理士法人大阪支店では、お客さまの大手不動産仲介会社様から、不動産営業における税務上のご相談に、電話でお答えしてきました。しかし、①24時間・365日対応ができない、②複数の営業担当の方から別々に、まったく同じ内容の質問が繰り返される、③即座に回答できない場合がある、などのいくつかの課題がありました。

そこで、日々対応している税務スタッフやIT部門の技術スタッフと連携してチャットボットを構築し、試験運用にこぎ着けました。チャットボット上に、よくある質問と回答を用意して、会話形式で進んでいけるように設計しましたので、営業担当の方は、直感的な操作で、場所と時間を問わず、知りたい事柄を即座に確認することができます。チャットボットで対応しきれないご相談は、従来通り弊社のスタッフが電話等で対応致しますが、チャットボットを繰り返し使っていただくことで、チャットボットに搭載したAIが学習を重ねて進化を続け、さらに精度の高い回答ができるようになります。

チャットボットの本格的な運用ができれば、弊社の業務改善だけでなく、お客さまの利便性の獲得・業務の効率化にも直結します。また、蓄積したデータを活用して、社内外での勉強会の開催やマーケティング分析、さらなる課題発見などの好循環が生まれ、チャットボットの導入には想像以上のメリットがありました。もちろんコストは掛かりますし、効果を生かしきれない場合もあると思います。しかし、このようなサービスやシステムは社会的な要請も高く、今後より一層普及していくことは間違いありません。皆さまの業務の中でもチャットボットの利用ができるかどうか、ご検討されてみてはいかがでしょうか。



【チャットボットの画面】



お問い合わせ先

OAG税理士法人 大阪支店 Tel.06-6310-3102 (担当:藤寄(ふじさき)、福井、南)

## 特例承継計画の提出期限迫る!!

# 事業承継税制における組織再編の活用

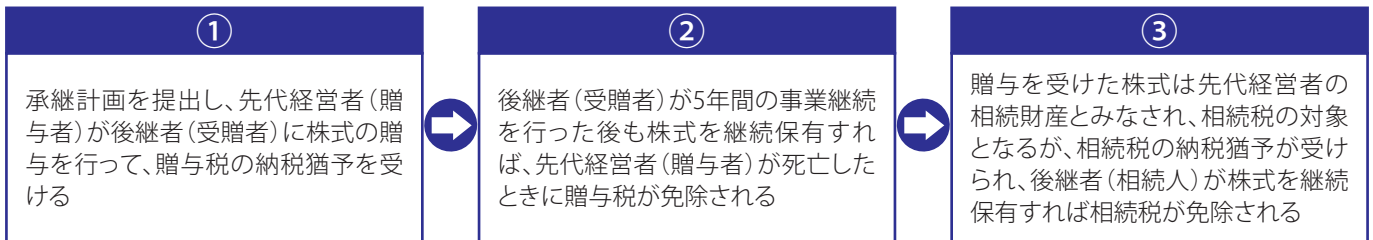
OAG税理士法人 マネジメント・ソリューション部 五十嵐 直美

2018年度(平成30年度)の税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置である「一般措置」に加えて、一般措置のデメリットとされていた点を大きく改善した「特例措置」が導入されました。この特例措置を受けるためには、「特例承継計画」の確認申請書を2023年(令和5年)3月31日までに都道府県知事に提出する必要があります。今号では、事業承継税制の特例措置のうち、検討のスタートになるとと思われる贈与税の特例措置について概要を解説すると共に、複数の後継者が存在する場合の解決策について説明致します。

## 事業承継税制の「特例措置」の概要

事業承継税制の特例措置は、2018年(平成30年)1月1日から2027年(令和9年)12月31日までの10年間の時限制度として設けられています。その間における株式の贈与または相続については、贈与税または相続税の全額免除が可能な制度になっています。

計画的に特例措置の適用を受けるには、特例措置の期間制限に留意する必要があります。まず贈与税の特例措置を適用し、その後の贈与者の死亡時に相続税の特例措置の適用を検討することが一般的です。この場合の特例措置の適用関係を簡略化していえば、以下のようになります。



## 事業承継税制の対象となる会社とは

### ① 中小企業者

事業承継税制の対象となる会社は非上場会社であり、その業種に応じて資本金の額または従業員数が【表1】のいずれかに該当する中小企業である必要があります。

### ② 従業員要件

対象となる会社に従業員が1人以上いることが必要です。

### ③ 資産管理会社でないこと

対象となる会社が資産管理会社に該当しないことが必要です。

資産管理会社とは、【表2】の要件に該当する資産保有型会社または資産運用型会社のことです。

事業承継税制の対象となるには、【表3】の要件を満たすことが必要です。

【表1】事業承継税制の対象となる会社

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
一定のゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

【表2】資産管理会社の要件

資産保有型会社	資産運用型会社
総資産の貸借対照表価額に占める「特定資産」*の帳簿価額の割合が70%以上の会社	総収入金額に占める「特定資産」*の運用収入の割合が75%以上の会社

\*特定資産とは、有価証券、対象となる会社を使用していない不動産、ゴルフ会員権、貴金属、宝石、絵画等、現金およびその他これらに類する資産

【表3】資産管理会社に該当しないための要件

資産保有型会社	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度が開始した日から納税の猶予期限が確定する日まで、全ての日で資産保有型会社に該当しないこと
資産運用型会社	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度から猶予期限が確定する日までに終了する事業年度の末日まで、全ての事業年度で資産運用型会社に該当しないこと

## 後継者である受贈者の要件

後継者である受贈者の主な要件は【表4】の要件を満たしている者です。なお、特例措置では、後継者は議決権数で上位3名まで承継が可能となりました。

**【表4】後継者である受贈者の要件**

贈与の時に、

- ① 20歳以上であること
- ② 対象会社の代表権を有していること
- ③ 役員の就任から継続して3年以上経過していること
- ④ 後継者およびその特別関係者とで総議決権数の50%超を保有することになること
- ⑤ 後継者の有する議決権数が次のイまたはロに該当すること
  - イ 後継者が1人の場合：後継者と特別関係者との中で最も多くの議決権数を保有することになること
  - ロ 後継者が2人または3人の場合：総議決権数の10%以上の議決権を有し、かつ、後継者と特別関係者（他の後継者を除く）の中で最も多くの議決権数を有することになること

**先代経営者である贈与者の要件**

先代経営者等である贈与者の主な要件は、【表5】の通りです。

**【表5】先代経営者である贈与者の要件**

- ① 対象会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与時に、対象会社の代表権を有していないこと
- ③ 贈与の直前において、贈与者およびその特別関係者とで総議決権数の50%超を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権を保有していたこと

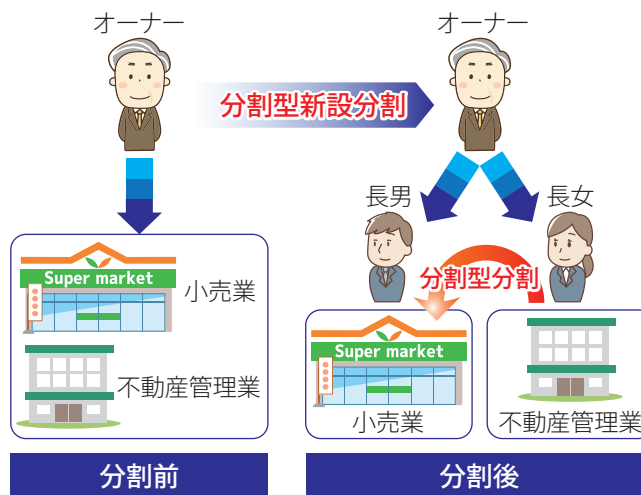
**複数の後継者がいる場合の解決策**

特例措置では、最大3名までの後継者へ株式を承継することが可能となりましたが、後継者が複数いる場合の解決策として、組織再編を利用することができます。

例えば、不動産管理業と小売業を営んでいる会社があるとします。オーナーは長女に不動産管理業、長男に小売業を任せたいと考えているのですが、将来2人の意見が合わなくなり、会社全体の経営がうまくいかなくなることを懸念しています。

解決方法として、分割型新設分割を利用して現在の会社を不動産管理業の会社と小売業の会社に分割することが考えられます。それぞれの会社の株式を長女と長男に承継すれば、事業承継の目的を達成した上で、将来の意見の対立を防ぐことができます。

また、会社分割には「吸収分割」と「新設分割」があり、法人税法では株式の取得形態によって「分割型分割」と「分社型分割」に分けています。それぞれの要件は【表6】の通りです。



**【表6】会社分割の形態による違い**

- 吸収分割 会社が営む事業の全部または一部を既存の会社に承継させる方式
- 新設分割 会社が営む事業の全部または一部を分割により設立する新設会社に承継させる方式
- 分割型分割 分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等が分割法人の株主に交付される分割
- 分社型分割 分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等が分割法人に交付される分割

特例措置の適用を受けるためには、対象会社、後継者および贈与者が、先に説明した基本的な要件を満たしている必要があります。特に、分割承継法人は新設法人となるケースが多いと考えられるため、後継者の3年間の役員就任要件を考えると、特例措置の適用には少なくとも設立時から3年間は待つ必要があることに注意が必要です。

**《最新の情報に基づく万全の税務で皆さまの経営をサポートします》**

事業承継に関する対策など、お悩みのことがございましたらOAG 税理士法人にお気軽にご相談ください。豊富な実績に基づくノウハウと最新情報を活かしながら、皆さまのニーズに合わせた最適なサポートをご提供致します。

**お問い合わせ先**

**OAG 税理士法人**  
**マネジメント・ソリューション部 Tel. 03-3552-7502**





## OAGがお届けする人事コラム vol.3 モチベーションを高めるための適切な方法とは？

「従業員のモチベーションを高めたいが、どうすればよいか？」

このようなご相談を受けることがあります。企業が従業員のモチベーションアップを図る背景には「従業員のパフォーマンスを上げ、会社の業績をさらに向上させたい」「離職者を減らしたい」などの理由が考えられます。

それでは、モチベーションはどうすれば高まるものなのでしょうか。給与や賞与の額を上げさえすれば従業員は意欲的になり、期待するパフォーマンスを発揮してくれるようになるのでしょうか？

「給与を上げる」と言われて、悲しむ人はいないでしょう。しかし、安易な昇給は、適切な方法でしょうか。給与は一度上がると、それ以下の生活に戻すことが難しくなるといわれています。給与が上がれば数ヶ月間は喜びを感じるかもしれませんが、それを過ぎると「もらって当たり前」のものになっていくのです。「もらって当たり前」のものが、何かの理由で下がることになれば、今度は不満につながります。つまり、安易な昇給は、モチベーションを高める効果が一時しかないだけでなく、従業員のモチベーションを下げる要因を作ってしまうことにもなりかねないのです。

アメリカの心理学者の実験では、仕事を頑張ったことで現金が支給された従業員よりも、上司にその頑張りを「認められた」従業員の方が、モチベーションが高まったという結果が出ています。他人から「認められる」「喜ばれる」「感謝される」ことには、人の内面からの行動を促す効果があるのです。それは給与や賞与を上げるといった外側からの要素よりも効果が高く、持続性もあるといわれています。継続的に従業員のモチベーションを高めたいと考えるのなら、単に給与を上げるのではなく、仕事自体に満足感が得られるような動機付けに目を向けることが重要なのではないのでしょうか。

モチベーションを高めるために評価制度を構築したとしても、単に評価結果を伝えるだけの運用では効果的ではありません。評価結果をフィードバックする際の工夫が必要です。例えば、評価結果だけでなく、日頃の頑張りを「認められる」というフィードバックがあれば、今後の励みになるでしょう。このときのポイントは、仕事の結果を認めるだけでなく、結果に至るまでのプロセスや行動自体を認めることです。そのためには、日頃から従業員の仕事をよく観察し、その「行動」「思い」「考え」などに目を向けていることが重要です。決して簡単なことではありませんが、適切なフィードバックができれば、従業員のモチベーションは高まり、パフォーマンスが向上し、結果として会社の業績向上にもつながっていくはずですよ。

OAGでは評価制度構築のサポートだけでなく、評価者研修やフィードバック研修なども実施しています。評価制度やフィードバック面談の実施など、評価についてお悩みの際には、いつでもご相談ください。



ご相談は、お気軽にOAGビジコム(Tel.06-6310-3101)へ。



### Webメディアに 続々掲載中です



#### 幻冬舎GOLD ONLINE

【連載】GGO大ヒット連載ピックアップ～『家賃滞納という貧困』（OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣 章子）

- 第1回 「俺のおかげだろ？」家賃滞納50万円の独居老人…啞然の暴挙 2021/05/21
- 第2回 家賃滞納40万円の男性、逮捕も…「一つお願いがあります。」 2021/05/28
- 第3回 家賃滞納60万円…エリートだった男性が「金よこせ！」と義母に怒鳴るまで【司法書士の実録】 2021/06/04
- 第4回 21歳の家出女性が家賃滞納「言えなかった。」司法書士に明かした“複雑な真実” 2021/06/11
- 第5回 「警察呼んでっ！」…部屋から出てきた家賃滞納41歳男性に現場は騒然【司法書士の実録】 2021/06/18
- 第6回 「家賃は月収の3分の1が目安！」に潜む、とんでもないリスク 2021/06/25

【連載】都市型農家の生産緑地対応と相続対策…税理士が徹底解説（OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田 周年）

- 第1回 生産緑地「解除か否か」都市農家が苦悩する2022年の分かれ道 2021/06/03
- 第2回 農地の相続…時系列で追う「発生する税金・納付期限」のすべて 2021/06/10
- 第3回 農地の相続…時系列で追う「発生する税金・納付期限」相続税編 2021/06/17
- 第4回 節税効果絶大！農家でも適用可能な「小規模宅地等の減額特例」 2021/06/26

#### FNNプライムオンライン

【特集】「隣人ディスタンス」（OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣 章子）

トラブルメーカーでも簡単には退去させられない賃貸事情…コロナ禍で増加する近隣トラブル対策 2021/06/19

# 私の Off-Time

## 「切手の魅力、再発見。」

グループ経営管理本部 広報 佐藤 基哉

切手の魅力を見直すことになったきっかけは、以前、年末に自宅の大掃除をしていたとき、子どもの頃集めていた切手のファイルを見つけたことでした。

当時はマンガのキャラクターカードを集めるのと同じ感覚で、持っていない絵柄をとにかく集めるのに夢中でした。けれども今は、また違った楽しみ方をしています。

切手を改めて眺めてみると、行事等を題材にした記念切手や自然、美術、歴史、文化など、本当にたくさんのジャンルがあります。色や大きさもさまざまで、ファイルはさながら小さな美術館のようです。記念切手は発行当時の時代背景や社会情勢など、いろいろなことを学べますし、動植物などの綺麗な絵柄の切手も多いので、子どもと一緒に名前を覚えたり、並べたりして、“知育玩具”の役割も果たしてくれます。

そして、切手には選ぶ楽しさがあります。手紙に貼るときに、受け取る人の顔を想像したり、送るときのシーンと関連づけたり、TPOに合わせて、いろいろなデザインの中からピッタリの一枚を探し出せたときには、嬉しくなってしまう。これも、切手の魅力の一つです。

デジタル化の流れは止めようがありませんし、手紙を出す機会は少なくなってきていると思います。しかし、ひと手間かけて送る手紙には、デジタルにはない温もりが感じられ、一部では見直され始めているようです。便箋や封筒、切手にも心を配れる、アナログならではの良さが再評価されているのではないのでしょうか。

今では、私のコレクションの枚数は数えきれないほどになっています。デジタル全盛の時代でも、アナログだからこそ伝えられるものがある。それを、切手の魅力を通じて忘れないでいてほしい。そんな願いを込めて、手元の Stamp ファイル(切手の英訳は“Stamp”)を子どもにも引き継いでいきたいと思います。



## 本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

**ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループ 広報 Tel.03-3237-7500**



## 今後のセミナー開催予定

【有料】表示以外は無料です

開催日時	名称	会場
	ただ今企画中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーの詳細は、OAGグループサイト (<https://www.oag-group.co.jp/>) の「お知らせ」をご確認ください。

※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することがあります。

## 📷 安のカメラ紀行

Photo by Yasuyoshi Wada



京都御苑



真如堂三重塔



安楽寺山門

昨秋、テレビCMの「そうだ 京都、行こう」に踊らされて、新幹線に飛び乗りました。コロナ禍で海外からの観光客が少ないので、乗り合いバスも混み合わず、京の静かな佇まいの中で、紅葉を愛でることができるのではないかと思ったからです。

半世紀前、京都には叔父が暮らしていて、友人も吉田山の傍らにあるアパートに住んでいたの、そこを宿にして年に数回は訪れていました。当時は何処の神社や寺に行っても静かな境内を散策することができ、桜や紅葉を撮ることもせず、名もなき神社仏閣の佇まいの中をひたすら歩き回っていました。修学旅行や観光ツアーのコースになっている清水寺とか金閣寺などは観ても面白くないと、若者にありがちな斜に構えていたのかもかもしれません。

さて、今回はできるだけ密にならない隠れた紅葉の名所を探して、且つできるだけ歩いて廻ることにしました。到着した日は京都御苑から同志社大キャンパスを通り抜けた後、鴨川沿いと哲学の道を歩きました。何回かバスを乗り継ぎましたが、こんな

に空いている京都の乗り合いバスは半世紀振りで、ほとんど地元客しか乗っていませんでした。

京都の神社仏閣の境内に入るには大体500~1,000円程の拝観料を払いますが、もう何回も行っていますので一日目は拝観料なしでも観ることができる紅葉の名所を選びすぐって訪ねました。特に哲学の道の辺りにある真正極楽寺(通称:真如堂)、法然寺、安楽寺は、それぞれ三重塔や山門と紅葉のコラボレーションが素晴らしい景観で、お薦めの紅葉観賞コースです。

ところで、この稿を書いている時に京都市の財政が10年後には破綻するのではというニュースが流れてきました。その要因は、京都市は神社仏閣(拝観料・賽銭・固定資産などが非課税)や学生(無収入)が多いので元々税収が少なく、更にコロナ禍で税収が減っていることのようにです。紅葉が散った後の鮮やかな絨毯の道から、やがて木枯らしが吹き、枯葉が無い散った後の冬枯れの道になっていくのは自然の摂理ですが、京都市もそうならないように祈るばかりです。

### 編集後記

先日、陸上競技をしているわが子の全国大会の予選が行われました。小学6年生で初めて代表に選ばれて、張り切って出場したのですが、緊急事態宣言が発令されていたために2か月間練習ができず、ぶっつけ本番になってしまいました。フライングでイエローカードをもらい、2回目のスタートでもスタートダッシュが切れず、残念ながら予選敗退となりました。自己ベストを更新したチームメイトもいる中で、自分だけが納得のいく結果が出せず、本人は相当悔しかったようです。親としては久しぶりのユニフォーム姿やクラウチングでのスタートに成長を感じられ、微笑ましく見守っていたのですが、予想以上に落胆して戻ってきた子どもに、「頑張ったね。次の試合はきつとうまくいくよ」としか声を掛けられませんでした。ワクチン接種が進めば、いろいろなイベントが再開されると思いますが、直接観戦できなくても、子どもが次の成長につながるヒントをつかみ取ってくればと期待しています。(こ)

- 発行 OAGグループ  
(株)OAG  
(株)OAGコンサルティング  
(株)OAGビジコム  
(株)OAGアウトソーシング  
(株)OAGライフサポート  
OAG税理士法人  
OAG監査法人  
OAG弁護士法人  
OAG司法書士法人  
OAG社会保険労務士法人  
OAG行政書士法人
- 住所 東京都千代田区五番町6-2  
ホームツートライゾンビル  
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510
- 発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭
- 編集人 OAGグループ 広報